

令和5年4月23日執行

垂井町長

選挙の手引き

垂井町議会議員

垂井町選挙管理委員会

はじめに

この小冊子は、4月23日に行われる 垂井町長 選挙の候補者及び
垂井町議会議員
その運動員の方々が知っておかなければならない選挙に関する手続を中心に、選挙運動
その他のあらましについて記述したものです。

複雑な選挙に関する事柄をこの小冊子にまとめることは、もとより不可能なことでありますので、記述したものは、その基本的事項に過ぎません。おわかりにならない点は垂井町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」といいます。)におたずねください。

なお、この小冊子では、法令等について、次のように略称を使用しておりますので、ご注意ください。

法 : 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

令 : 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)

規則 : 公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)

規正法 : 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)

目次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第1 | 選挙に関する期日等の要点..... | 1 |
| 第2 | 各種届出等一覧..... | 2 |
| 第3 | 選挙運動一覧..... | 4 |
| 1 | 選挙事務所..... | 4 |
| 2 | 選挙運動用自動車（船舶）..... | 4 |
| 3 | 拡声器..... | 4 |
| 4 | 個人演説会..... | 5 |
| 5 | 街頭演説..... | 6 |
| 6 | 連呼行為..... | 6 |
| 7 | 文書図画..... | 6 |
| 8 | インターネット等による文書図画..... | 8 |
| 9 | 新聞広告..... | 8 |
| 10 | 選挙公報..... | 8 |
| 11 | 選挙運動費用..... | 9 |
| 第4 | 選挙運動に関する注意..... | 10 |
| 1 | 選挙事務所..... | 10 |
| 2 | 選挙運動用自動車、船舶、拡声機の使用..... | 10 |
| 3 | 個人演説会..... | 12 |
| 4 | 街頭演説..... | 13 |
| 5 | 連呼行為..... | 14 |
| 6 | 文書図画の頒布..... | 14 |
| 7 | 文書図画の掲示..... | 16 |
| 8 | インターネット等による文書図画..... | 18 |
| 9 | 新聞広告..... | 20 |
| 10 | その他選挙運動に関する事項..... | 20 |
| 第5 | 各種証明書等の返還..... | 25 |
| 第6 | 選挙期日後の行為..... | 26 |
| 第7 | 選挙運動費用..... | 27 |
| 1 | 選挙運動費用の制限と範囲..... | 27 |
| (1) | 選挙運動に関する収入、寄附及び支出の範囲..... | 27 |

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| (2) | 選挙運動費用の制限..... | 27 |
| (3) | 寄附に関する禁止事項..... | 27 |
| (4) | 実費弁償及び報酬の額..... | 29 |
| 2 | 出納責任者の職務..... | 31 |
| (1) | 出納責任者の選任・解任・辞任及びその届出..... | 31 |
| (2) | 出納責任者の職務権限..... | 31 |
| (3) | 選挙運動に関する収入、支出の報告..... | 33 |
| 附録1 | 立候補届手続き等に関する注意事項..... | 41 |

第1 選挙に関する期日等の要点

| 種 別 | 期 日・期 間・期 限 |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1 選 挙 期 日 の 告 示 | 4月18日(火) |
| 2 立 候 補 届 出 日 | 4月18日(火) 午前8時30分～午後5時 |
| 3 投 票 日 | 4月23日(日) 午前7時～午後8時 |
| 4 選挙公報掲載文申請期限 | 4月18日(火) 午後5時 |
| 5 選挙公報掲載順序のくじ | 4月18日(火) 午後5時30分 (垂井町役場2階会議室けやき) |
| 6 選 挙 会 | 4月23日(日) (選挙管理委員会が告示した日時による。) |
| 7 選挙立会人の届出期限 | 4月20日(木) 午後5時 |
| 8 選挙立会人選任のくじ | 4月20日(木) 午後5時30分 (垂井町役場2階会議室けやき) |
| 9 選挙運動最終日 | 4月22日(土) |
| 10 選挙運動費用収支報告書提出期限 | 5月8日(月) 午後5時 |

第2 各種届出等一覧

| 項 目 | 届 出 先 | 期 限 | 届 出 に 必 要 な 書 類 |
|----------------------------|---|--|--|
| 1 立候補届 | 選挙長 (役場1階 垂井ホール) ※正午から は役場2階 総務課 | 4月18日(火) 午前8時30分 から午後5時 まで ※ 事前審査日 3月31日(金) 4月 1日(土) 4月 2日(日) 4月11日(火) 4月12日(水) 午前9時から 午後5時まで (事前に電話予約) | <ul style="list-style-type: none"> 候補者届出書 供託証明書 町長 金額50万円 議員 金額15万円 所属党派証明書(所属党派があるとき) 公職の候補者となることができない者でないことを誓う宣誓書 戸籍の謄本又は抄本 通称使用の認定を受けるときは申請が必要(通称認定申請書) この他に<u>推薦届出</u>のときには次の書類が必要 (推薦届出者の選挙人名簿登録証明書及び候補者推薦届出承諾書) |
| 2 選挙事務所設置 (異動)届 | 選挙管理委員会 (役場2階 総務課) | 設置(異動)後 直ちに | <ul style="list-style-type: none"> 選挙事務所設置(異動)届 このほかに<u>推薦届出者</u>が設置(異動)するときには次の書類が必要 〔候補者の承諾書〕 〔推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面(代表者証明書)〕 |
| 3 選挙公報掲載 申請 | 同 上 | 4月18日(火) 午後5時まで ※ 事前提出 4月12日(水) 午後5時まで (選挙公報掲載文 と写真) | <ul style="list-style-type: none"> 選挙公報掲載申請書 選挙公報掲載文 (選挙管理委員会が交付する原稿用紙を使用) 候補者の写真 (選挙期日前3か月以内に撮影した上半身、無帽の写真・裏面に氏名及び撮影年月日を記入) |
| 4 公営施設利用の 個人演説会開催 申出 | 同 上 | 開催しようとする日の2日前の 午後5時まで (4月20日(木) に開催しようとする場合は、 4月18日(火) 午後5時まで) | <ul style="list-style-type: none"> 個人演説会開催申出書 |

| 項 目 | 届 出 先 | 期 限 | 届 出 に 必 要 な 書 類 |
|--------------------|------------------|--|---|
| 5 新聞広告の掲載 | 広告を掲載しようとする新聞社等 | 4月22日(土)までに新聞広告ができるように(投票当日の新聞に掲載することはできない。) | ・新聞広告掲載証明書 |
| 6 選挙運動用通常葉書の交付及び差出 | 日本郵便(株)大垣郵便局 | 4月22日(土)までに配達されるように(投票当日に選挙人に到達するように差出すことはできない。) | ・候補者用通常葉書使用証明書 ・選挙運動用通常葉書100枚ごとに選挙運動用通常葉書差出票1枚を添える。 |
| 7 選挙立会人の届出 | 選挙長(役場2階総務課) | 4月20日(木)午後5時まで | ・選挙立会人となるべき者の届出書 ・同承諾書 |
| 8 選挙運動用ビラの届出 | 選挙管理委員会(役場2階総務課) | 立候補届出後 ※4月22日(土)までに頒布できるように | ・選挙運動用のビラの届出書 ・選挙運動用ビラ証紙交付票 ・選挙運動用ビラの見本(1種類につき1枚) |
| 9 出納責任者選任(異動)届 | 同 上 | 選任(異動)後直ちに | ・出納責任者選任(異動)届 ・このほか <u>推薦届出者が選任するとき</u> は次の書類も必要 〔候補者の承諾書〕 〔推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面(代表者証明書)〕 |
| 10 選挙事務員等の届出 | 同 上 | 報酬支給対象の選挙事務員等を使用する前に | ・届出書(報酬を支給する者) |
| 11 選挙運動費用収支報告書 | 同 上 | 5月8日(月)午後5時まで(この精算届出以後のものについては、収支があった日から7日以内) | ・選挙運動費用収支報告書 ・領収書その他の支出を証すべき書面の写し(領収書等を徴し難い事情があったときは、その支出の明細書) |

第3 選挙運動一覧

| 種 別 | 説 明 |
|----------------|--|
| 1 選挙事務所 | <p>設置数 1箇所</p> <p>設置場所 特に制限はないが<u>投票当日</u>には、投票所を設けた場所の入口から300m内の区域には設置できない。</p> <p>移動回数 選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することができない。</p> <p>届 出 設置(異動)後直ちに選挙管理委員会へ届け出る。</p> <p>文書図画 ポスター、立札及び看板の類(縦350cm×横100cm以内)の数は、<u>通じて3個以内</u>。ちょうちんの類(高さ85cm×直径45cm以内)は<u>1個</u>。記載内容は選挙事務所を表示するものでなければならない。 また、<u>選挙事務所内において、選挙運動用ビラを配ることができる。</u></p> |
| 2 選挙運動用自動車(船舶) | <p>台 数 1台(隻)</p> <p>表示板 選挙管理委員会交付</p> <p>使用車種 乗車定員10人以下の乗用自動車、乗車定員4人以上10人以下の小型自動車(ワゴンスタイル、バン型の貨客兼用の自動車)、四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの、小型貨物自動車及び軽貨物自動車</p> <p>乗車人員 候補者、運転手1人、運動員4人以内(<u>運動員4人以内は選挙管理委員会交付の乗車(船)用腕章着用</u>)</p> <p>車上の運動 走行中は、連呼行為(<u>午前8時～午後8時に限る。</u>)以外の選挙運動はできない。 停止中は、選挙運動のための演説、連呼行為ができる。 (<u>午前8時～午後8時に限る。</u>)ただし、<u>演説及び連呼行為は学校、病院等の周辺での静穏保持(法140の2)、特定建物等における制限又は禁止規定(法166)に注意を要する。</u></p> <p>文書図画 ポスター、立札及び看板の類(縦273cm×横73cm以内)は<u>数の制限なし</u>。ちょうちんの類(高さ85cm×直径45cm以内)は<u>1個</u>。記載内容制限なし。看板の類の取り付けには、道路交通法の規定による設備外積載についての垂井警察署長の許可が必要であることに注意を要する。</p> |
| 3 拡 声 機 | <p>使用数 1そろい(常時使用) このほか、個人演説会の開催中、その会場で別に1そろい使用できる。1そろいとは、マイク、スピーカー、増幅装置の1組をいう。</p> <p>表示板 選挙管理委員会交付(常時使用の1そろい)</p> |

| 種 別 | 説 明 |
|---------|---|
| 4 個人演説会 | <p>形 態 候補者が不特定多数の人を集めて行う演説会</p> <p>回 数 制限なし</p> <p>使用施設 公営施設とその他の施設（その構内を含む） 「公営施設」…学校、公民館、公会堂、その他、 選挙管理委員会が指定した施設 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 町南体育館、町農村婦人の家、垂井地区まちづくりセンター、東地区まちづくりセンター、宮代地区まちづくりセンター、表佐地区まちづくりセンター、栗原地区まちづくりセンター、府中地区まちづくりセンター、岩手地区まちづくりセンター </div> 「その他の施設」 公営施設及び法 166(特定建物等)の禁止施設以外のもの</p> <p>開催手続 「公営施設」使用の場合は、<u>開催予定日 2 日前まで</u>に選挙管理委員会備え付けの文書で、選挙管理委員会へ申し出る。「その他の施設」使用の場合は、候補者と施設の管理者との契約により、いつでも開催できる。（選挙管理委員会へ申し出る必要はない。）</p> <p>開催周知 候補者が行う。選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説等で周知。</p> <p>演 説 者 候補者、運動員等。テープレコーダーも使用できるが、スライド等の映写は屋内のみ使用できる。</p> <p>文書図画 会場外 ポスター、立札及び看板の類(縦 273cm×横 73cm 以内)は、<u>会場ごとに通じて 2 個</u>。ちょうちんの類(高さ 85cm×直径 45cm 以内)は、<u>会場の内外を通じて 1 個</u>のみ掲示できる。（会場内へ 1 個掲示する場合は、会場外には掲示できない。） これらのものには、<u>掲示責任者の氏名、住所を記載する</u>とともに演説会が終了したときは、直ちに撤去する必要がある。上記以外は一切掲示も頒布もできない。</p> <p>会場内 ポスター、立札及び看板の類の掲示は、<u>規格及び数の制限なし</u>。 いずれも<u>掲示責任者の氏名、住所の記載が必要</u>。（演説会が終了したときは直ちに撤去する必要がある。） 上記以外は一切掲示も頒布もできない。 ちょうちんの類（高さ 85cm×直径 45cm 以内）は、<u>会場の内外を通じて 1 個</u>のみ掲示できる。（会場外へ 1 個掲示する場合は、会場内には掲示できない。） <u>ただし、会場内において、選挙運動用ビラを頒布することができる。</u></p> <p>開催制限 法 166(特定建物等)の禁止規定に注意を要する。</p> |

| 種 別 | 説 明 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-------------------|----------------|-------------------|--|----------------------|----------------|------------|----------------|--|----------------|------------|---------|
| 5 街 頭 演 説 | <p>形 態 街頭又は公園、空地等で多数の人に対してする演説(屋内から街頭へ向かってする演説を含む。不特定多数の人を予め集めて行う場合は、個人演説会になることに注意)</p> <p>標 旗 街頭演説は、<u>選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて</u>演説者がその場にとどまて行う。歩行中又は走行する車上からの演説は禁止されている。</p> <p>人 員 候補者、運転手1人、運動員 <u>15人以内(運動員は選挙管理委員会が交付する街頭演説用腕章又は乗車(船)用腕章を着用)</u></p> <p>演 説 者 候補者、運動員等。内容制限なし。連呼行為及びテープレコーダーの使用もできるが、スライド等の映写はできない。</p> <p>時 間 <u>午前8時～午後8時に限る。(特に学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまてすることのないように努めること。)</u> (法140の2、法164の6)</p> <p>文 書 図 画 選挙運動用自動車(船舶)に取り付けられているもの以外は掲示も頒布もできない。 <u>ただし、街頭演説の場所で、選挙運用用ビラを頒布することができる。</u></p> <p>演説の制限 法166(特定建物等)の禁止規定に注意を要する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 6 連 呼 行 為 | <p>形 態 短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけることをいう。</p> <p>制 限 選挙運動用自動車(船舶)上において、<u>午前8時～午後8時までの間</u>運行中又は停止中。 個人演説会場及び街頭演説(演説を含む。)の場所。 <u>学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。</u> 法166(特定建物等)の禁止規定に注意を要する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 7 文 書 図 画 | <p>頒布できるもの 選挙運動用通常葉書以外一切できない。ただし、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを頒布することができる。(法142)</p> <p>○ 選挙運動用通常葉書</p> <table border="0" data-bbox="501 1563 1155 1635"> <tr> <td>葉書枚数</td> <td>町 長 選 挙</td> <td>2, 5 0 0 枚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>町 議 会 議 員 選 挙</td> <td>8 0 0 枚</td> </tr> </table> <p>会社製葉書の人手方法 選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙管理委員会の郵便物配達を受け持つ日本郵便株式会社大垣郵便局(以下「大垣郵便局」という。)に提示して受領する。(無料)</p> <p>私製葉書を利用する場合 選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を大垣郵便局に提示して私製葉書に選挙郵便物としての表示を受ける。<u>(切手の貼付などしないこと。)</u></p> <p>私製葉書については、次の点に注意を要する。</p> <table border="0" data-bbox="740 1980 1066 2083"> <tr> <td>規 格</td> <td>縦 14cm～15. 4cm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>横 9 cm～10. 7cm</td> </tr> <tr> <td>重 量</td> <td>2 g～6 g</td> </tr> </table> | 葉書枚数 | 町 長 選 挙 | 2, 5 0 0 枚 | | 町 議 会 議 員 選 挙 | 8 0 0 枚 | 規 格 | 縦 14cm～15. 4cm | | 横 9 cm～10. 7cm | 重 量 | 2 g～6 g |
| 葉書枚数 | 町 長 選 挙 | 2, 5 0 0 枚 | | | | | | | | | | | |
| | 町 議 会 議 員 選 挙 | 8 0 0 枚 | | | | | | | | | | | |
| 規 格 | 縦 14cm～15. 4cm | | | | | | | | | | | | |
| | 横 9 cm～10. 7cm | | | | | | | | | | | | |
| 重 量 | 2 g～6 g | | | | | | | | | | | | |

| 種 別 | 説 明 |
|-----|--|
| | <p>地 色 白色又は淡い色</p> <p>なお、私製葉書を使用する際には、表面の左上部(切手を貼付する場所)は「別納」等の表示をせず、無地のまま提示すること。</p> <p>葉書の差出 大垣郵便局の窓口に出納係が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」により差し出す。差出票、1枚につき100枚の葉書を差出せる。<u>郵便によらず使送によったり、選挙人に手渡したり、ポストに投函することはできない。また、投票当日選挙人に到着するように差し出すこともできない。</u></p> <p>記載内容 特に制限はない。</p> <p>○選挙運動用ビラ</p> <p>枚 数 2種類以内 町 長 選 挙 5,000枚以内 町議会議員選挙 1,600枚以内</p> <p>規 格 大きさ 長さ29.7cm、幅21cm(A4判)を超えないもの その他 <u>選挙管理委員会が発行する証紙を貼らなければならない。</u>ビラの表面には、<u>頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあっては名称)及び住所を記載しなければならない。</u></p> <p>記載内容 記載内容に制限はないが、虚偽事項、利害誘導等罰則に触れるようなことは記載できない。なお、色刷り、紙質についても特に制限はない。</p> <p>頒布方法 <u>新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。</u></p> <p>掲示できるもの</p> <p>① 選挙事務所を表示するもの ポスター、立札及び看板の類(縦350cm×横100cm以内) <u>通じて3個。</u> ちょうちんの類(高さ85cm×直径45cm以内) <u>1個。</u></p> <p>② 選挙運動用自動車等に取り付けるもの ポスター、立札及び看板の類(縦273cm×横73cm以内) <u>数の制限なし。</u>ちょうちんの類(高さ85cm×直径45cm以内) <u>1個。</u></p> <p>③ 候補者が使用する胸章、たすき、腕章の類。</p> <p>④ 個人演説会場において演説会の開催中使用するもの ポスター、立札及び看板の類(縦273cm×横73cm以内) <u>会場外では通じて2個。会場内は数の制限なし。</u> ちょうちんの類(高さ85cm×直径45cm以内) <u>会場内外を通じて1個。</u> <u>掲示責任者の氏名、住所の記載が必要。</u></p> <p>⑤ 選挙運動用ポスター 規格 長さ42cm×幅30cm以内 枚数 <u>ポスター掲示場ごとに1枚(法144の2)</u> 内容 特に制限なし。ただし、<u>掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所の記載が必要。</u></p> |

| 種 別 | 説 明 | |
|-------------------|---|---|
| | 掲示箇所 | 選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に限る。なお、投票当日においても掲示しておくことができるが、 <u>投票当日に新たに掲示することはできない。</u> |
| 8 インターネット等による文書図画 | ウェブサイト等 電子メール インターネット広告の禁止 その他 | <p>ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS（ツイッター、フェイスブック等）等）を利用した選挙運動ができる。しかし、表示義務がある。</p> <p>候補者に限り電子メールを利用した選挙運動ができる。しかし、送信先の制限、記録保存義務及び表示義務【P18～P20 参照】がある。</p> <p>選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されている。</p> <p>バーコードその他これに類する符号（QRコード等）の読取り後の表示事項に選挙運動性があれば、その文書図画自体が選挙運動用文書図画になる。 また、法定記載事項をQRコード等により文書図画に記載・表示することは、認められない。 選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体（DVD、USBメモリ等）を頒布することは、当該文書図画を頒布する行為に当たり認められない。</p> |
| 9 新聞広告 | 回数 できる者 手続 スペース内容 | <p>2回</p> <p>候補者(有料)</p> <p>選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」に原稿を添えて新聞社等に提出して行く。</p> <p>横9.6cm×縦2段組以内で記事下に掲載</p> <p>自由(色刷りはできない。)</p> |
| 10 選挙公報 | 掲載事項 掲載申請 掲載申請期限 公報掲載の順序 その他 | <p>候補者の氏名(通称の認定を受けた場合は、その通称)、政見、写真</p> <p>申請書に掲載文(選挙管理委員会が交付する原稿用紙を使用のこと。)、選挙の期日前3か月以内に撮影した上半身、無帽の写真(裏面に氏名・撮影年月日を記入)を添えて選挙管理委員会に提出してください。</p> <p><u>4月18日(火)午後5時。</u>この期限までに選挙管理委員会に到着しないと選挙公報に掲載されませんので注意してください。</p> <p>掲載の順序は、くじで決めます。このくじは、<u>4月18日(火)午後5時30分から垂井町役場2階会議室けやき</u>で行いますが、候補者又はその代理人は立ち会うことができます。</p> <p>詳細は「選挙公報掲載文記載上の注意」を参照</p> |

| 種 別 | 説 明 |
|-----------|--|
| 11 選挙運動費用 | <p>制 限 額 選挙管理委員会が告示した額 町長(選挙人名簿登録者数×110円+1,300,000円) 議員(選挙人名簿登録者数÷議員定数×1,120円+900,000円)</p> <p>運動員等の実費弁償</p> <p>交通費……鉄道賃、船賃、車賃の実費 宿泊料……食事料2食分を含み1夜12,000円(労務者の場合は食事料を含めずに1夜10,000円) 弁当料……1食1,000円、1日3,000円(労務者には支給できない。) 茶菓料……1日500円(労務者には支給できない。)</p> <p>労務者等の報酬</p> <p>労務者について日額10,000円以内、超過勤務手当1日につきこの額の5割以内 選挙運動のために使用する事務員について日額10,000円以内(超過勤務手当なし。) 車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者について日額15,000円以内(超過勤務手当なし。) なお、事務員、車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、次の制限あり。</p> <p>支給期間 <u>文書で選挙管理委員会に届け出たときから4月22日(土)までの間</u></p> <p>支給人員 1候補者1日につき 町長選挙 9人以内 町議会議員選挙 7人以内 ただし、使用できる期間を通じて、この人員の5倍を超えない員数に限り異なる者を届け出ることかできる。</p> |

第4 選挙運動に関する注意

1 選挙事務所

選挙事務所とは、「特定候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う場所」をいいます。従って政党その他の政治団体又は候補者の運動員などによって、特定の候補者のための選挙対策本部、後援会、連絡所等の名称に名をかりて、特定の候補者の選挙に関する事務を取り扱うような場合は、それらが選挙事務所とみなされることがあります。

なお、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のためにも設けることはできませんが、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所等は、ここにいう休憩所等には含まれません。(法 133)

(1) 事務所の設置数

選挙事務所は、候補者1人につき1箇所だけ設置することができます。(数人の候補者が共同して一つの選挙事務所を使用する場合は、各候補者についてそれぞれ1箇所と数えられます。)(法 131)

(2) 選挙事務所の移動

選挙事務所は、1日につき1回を超えて移動(廃止に伴う設置を含む。)することはできません。(法 131)

(3) 設置(異動)届

選挙事務所の設置や異動については、直ちに選挙管理委員会へ届け出てください。(各種届出等一覧参照)(法 130)

選挙運動のできる期間は原則として投票日の前日までですが、選挙事務所は投票日当日であっても、当該投票所を設けた場所の入口から 300m 以上離れた区域であれば設置できますが、これに違反して設置されたものは、閉鎖させられますから注意してください。(法 132、法 134)

(4) 選挙事務所のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

選挙事務所を表示するために、その場所において、次の文書図画を掲示することができます。(法 143)

ア ポスター、立札、看板の類を通じて3個以内

規格 縦 350cm×横 100cm 以内

「通じて3個」とは、例えばポスターを2枚使えば、あとは立札か看板のいずれか1枚しか利用できないこととなります。

なお、両面を使用した場合は、2枚又は2個と数えられます。

イ ちょうちんの類 1個

規格 高さ 85cm×直径 45cm 以内

なお、これらの文書図画の掲示は、選挙事務所の所在に限るもので、事務所から離れた場所に掲示することはできません。

2 選挙運動用自動車、船舶、拡声機の使用

(1) 自動車等の数

使用できるものは、自動車1台又は船舶1隻及び拡声機1そろいで、これらを使用するものは、立候補の際、選挙管理委員会から交付を受けた表示を、自動車又は船舶及び拡声機の使用中等時外部から見やすい箇所に掲示していなければなりません。(法 141)

(2) 自動車の種類

ア 乗車定員10人以下の乗用自動車

次のイ及びウ以外のもので、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開け放し

になっているものや、屋根があっても一部が開いていたり、屋根を取りはずしたり開くことのできるものは使用できません。たとえば自動車登録番号標の種別番号が「30 から 39 まで又は 300 から 399 まで」、「50 から 59 まで又は 500 から 599 まで」及び「70 から 79 まで又は 700 から 799 まで」の車であれば使用できます。しかし、この番号の車でもオープンカーやオープンカーに幌を被せた車は使用できません。その他軽自動車や二輪自動車でも用途が乗用であれば使用できます。

イ 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車

前記アと同様に屋根・側面・後面の全部又は一部が開け放しになっているものや、屋根が取りはずせたり、開くことのできる自動車は使用できません。従って使用できるものは、いわゆるワゴンスタイルの自動車、ライトバン、ルートバン等のいわゆるバン型の貨客兼用の自動車で自動車登録番号標の種別番号が「40 から 49 まで又は 400 から 499 まで」及び「60 から 69 まで又は 600 から 699 まで」のもので、乗車定員が 4 人以上 10 人以下のもので、普通であるか小型であるかは、自動車検査証に記載されています。

ウ 四輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの

屋根・側面・後面の全部又は一部が開け放しのものは使用できません。いわゆるジープと言われている自動車でバン型にしたものや幌付のものは使用できます。

選挙運動に使用できる自動車でも走行中に窓以外の部分を開いて、例えばジープの幌をとりはずしたり、ライトバンの後の物品積降口を開け放って使用することは許されません。

エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車

小型貨物自動車及び軽貨物自動車であれば、乗車定員の多少にかかわらず使用できますし、屋根、側面、後面の全部又は一部が開け放しになっているものや、屋根が取りはずせたり開くことのできる自動車でも使用できます。

小型貨物自動車とは、小型自動車に該当する貨物自動車で、小型であるか、貨物であるかは、自動車検査証に記載されています。

軽貨物自動車とは、軽自動車に該当する貨物自動車のことを言います。

(3) 自動車等のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

自動車（船舶）にはポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を使用することができます。規格はポスター、立札及び看板の類については、縦 273 cm×横 73 cm以内で、個数の制限はありません。また、ちょうちんの類については高さ 85 cm×直径 45 cm以内のものを 1 個に限り取り付けることができます。なお、自動車に看板等を取り付けるときには、道路交通法第 56 条により設備外積載について、あらかじめ垂井警察署長の許可が必要です。

(4) 拡声機

候補者 1 人につき拡声機 1 そろいを使用することができますが、1 そろいとは、拡声装置を基準として数えるもので、マイク 1 個、スピーカー 1 個、これに必要な増幅装置をいうものです。ただし、広い会場内などでマイク 1 個に対し、数個のスピーカーがつけられているような場合、マイクが 1 個である限り 1 そろいと解されています。

なお、拡声機の使用については表示板の取り付けを要するもののほか、個人演説会（街頭演説以外の演説を含む。）の開催中その会場において別に 1 そろいを使用することができます。（法 141①ただし書）

(5) 自動車又は船舶、拡声機の数の制限

自動車又は船舶、拡声機の数の制限は、候補者 1 人についているものですから、候補者の運動員が使用する場合も含まれますし、2 人以上の候補者が共同して使用する時も各候補者について、それぞれ 1 台（隻）又は 1 そろいと計算されます。

(6) 自動車等の乗車人員の制限

選挙運動用自動車（船舶）に乗車（船）できる者は、候補者と運転手（船員）を除き、自動車（船舶）1 台（隻）につき、4 人を超えることができません。また、乗車（船）する者は、立

候補届出の際に交付を受けた乗車（船）用腕章を着用しなければなりません。（法 141 の 2）

3 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会です。

(1) 使用する施設

個人演説会は、公営施設を使用して開催するものと、それ以外の施設を使用して開催するものと 2通りの方法があります。公営施設とは学校(学校教育法第 1 条に規定する学校)、公民館(社会教育法第 21 条に規定する公民館)、地方公共団体の管理に属する公会堂及び選挙管理委員会が指定した施設をいいます。(法 161①)

(2) 公営施設を使用する個人演説会の開催申出等の方法

ア 申出者…… 候補者に限ります。(法 163)

イ 申出期限…… 開催しようとする日の 2 日前の午後 5 時まで(法 163、法 270)
例えば、4 月 20 日(木)に開催しようとするときは、4 月 18 日(火)の午後 5 時まで。

ウ 申出先…… 選挙管理委員会(法 163、令 112②)
選挙管理委員会に備え付けてある「個人演説会開催申出書」に必要事項を記載して申し出てください。(法 163、令 112①)
2 人以上の候補者が共同して個人演説会を開催しようとする場合は、各候補者の申出書ごとにこの旨付記してください。

エ 申出の撤回… 開催の申出をした後、その申出を取り消そうとするときは、申出期限内(開催日の 2 日前の午後 5 時まで)に限って認められます。

オ 同一施設について、同時に 2 以上の個人演説会の開催申出をすることができません。また、同一施設について既に申し出た使用の日を経過しないうちに新たな申出をすることもできません。(令 112②)

カ 個人演説会の施設を使用することができる時間は、1 回について 5 時間以内です。(令 112③)

キ 候補者 1 人につき、同一施設ごとに 1 回を限り無料で使用できますが、2 回目からは所定の料金を納付しなければなりません。(法 164)

(3) 公営施設以外の施設を利用する場合

公営施設以外の施設、例えば個人の居宅・神社・寺院あるいは劇場等を利用する場合は、候補者とその施設の管理者との間で使用について契約を結んで開催すればよく、選挙管理委員会に申出をする必要はありません。また、この場合には、施設を利用することができる時間の制限もありません。なお、公営施設以外の施設を利用するときは法第 166 条の規定による制限（特定建物等）がありますから注意してください。

(4) 個人演説会の制限

ア 開催できる者……候補者に限られます。(法 161、法 162 の 2)

候補者以外の第三者が候補者のために行う合同演説会(例えば新聞社、青年団等が主催して行う立会演説会等)は、禁止されています。(法 164 の 3)

イ 開催回数……制限はありません。

ウ 個人演説会には、テープレコーダー等の録音装置を使用して演説をすることも差し支えありません。(法 164 の 4)

エ 公営施設以外の次の建物又は施設においては、個人演説会は開催できませんのでご注意ください。(法 166)

○ 公営住宅を除き、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物

- 汽車、電車、乗合自動車、船舶(法 141 の規定により表示を掲げて使用するものを除く。)及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設

(5) 個人演説会における文書図画

個人演説会場の外部

ポスター、立札及び看板の類…通じて2個以内(規格 縦 273cm×横 73cm 以内)
ちょうちんの類…1個(規格 高さ 85cm×直径 45cm 以内)
これ以外の文書図画は掲示できません。なお、これらの文書図画には掲示責任者の氏名及び住所を記載すること。また、ちょうちんの類については、会場の内外を通じて1個に限られるので、会場外に掲示した場合は、会場内は掲示できません。(法 143)
候補者の経歴、政見等を記載したビラ、チラシ等を配ることはできません。

個人演説会場の内部

ポスター・立札・看板の類…数の制限なし。
ちょうちんの類…1個(規格…高さ 85 cm×直径 45 cm 以内)
これ以外の文書図画は使用できません。なお、これらの文書図画には掲示責任者の住所・氏名を記載すること。ちょうちんの類については、会場の内外を通じて1個に限られるので、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できません。また、外部から見えるような形態で掲示することはできません。
候補者の経歴、政見等を記載したビラ、チラシ等を配ることはできません。
ただし、会場内において、選挙運動用のビラを頒布することができます。

4 街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類する場所(公園、空地等)で不特定多数の人に向かって行う選挙運動のための演説のことで、次のような制限がありますので注意してください。

- ア 歩行中や、走行する自動車、自転車等の上からの演説は禁止されます。
(法 141 の 3、法 164 の 5)
- イ 演説中は、必ず立候補届出の際に選挙管理委員会から交付された街頭演説用標旗を掲げなければなりません。(法 164 の 5)
屋内から街頭へ向かって行う演説も街頭演説に含まれますから、標旗の掲示を必要とします。1人の弁士が2人以上の候補者の応援演説をしようとするときは、それぞれの標旗を必要とします。
なお、録音盤やテープレコーダーを使用して演説することは差し支えありません。(法 164 の 4)
- ウ 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者及び選挙運動用自動車の運転手1人を除き15人以内に限られ、これらの者は立候補届出の際に選挙管理委員会から交付された街頭演説用腕章又は乗車(船)用腕章を着用していなければなりません。(法 164 の 7)
- エ 街頭演説は、午後8時から翌日午前8時までの間はできません。(法 164 の 6 ①)
- オ 街頭演説においては、選挙運動のために連呼行為をすることもできます。(法 140 の 2)
- カ 街頭演説は公営住宅を除き、国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物、汽車、電車、乗合自動車、船舶及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設ではできません。
(法 166) また、学校、病院、診療所等の周辺では静穏を保持するよう務めなければなりません。
(法 140 の 2 ②)
- キ 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないよう、努めなければなりません。(法 164 の 6 ③)
- ク 街頭演説の場所においては、選挙運動用自動車(船舶)に取り付けられている文書図画以外のものは掲示できません。(法 143)
また、候補者の経歴、政見を記載したビラ、チラシ等を配ることはできません。
ただし、街頭演説の場所で、選挙運動用ビラを頒布することができます。

5 連呼行為

何人も選挙運動のため連呼行為（短時間に一定の文句を連続反覆して呼びかけることをいう。）をすることはできませんが、演説会場又は街頭演説（幕間演説等の演説を含む。）の場所で行う場合に限り許されています。また、午前8時から午後8時までの間に限り選挙運動用自動車又は船舶の上において行うことも許されます。（法 140 の2）

なお、連呼行為は次の場所においては、することができませんので、注意してください。

ア 公営住宅を除く国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営施設を使用した個人演説会場を除く。）（法 166）

イ 自動車、電車、乗合自動車、船舶（法 141 の規定により表示を掲げて使用するものを除く。）及び停車場その他鉄道地内並びに病院、診療所その他の療養施設（法 166）

また、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するよう努めなければなりません。（法 140 の2②）

6 文書図画の頒布

選挙運動のために頒布する文書図画は、次に掲げる選挙運動用通常葉書（選挙用である旨の表示がしてあるもの）以外は一切使用することができません。ただし、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ、町長選挙5,000枚、町議会議員選挙1,600枚を上限に頒布することができます。（法 142）

(1) 選挙運動用ビラ

あらかじめ、頒布しようとする2種類以内のビラを選挙管理委員会に届けておくことが必要です。（法 142①）

届出書には、ビラの見本を1種類につき1枚（記載内容及び規格が異なるごとにそれぞれ1枚）添付すること。

ア 頒布できる枚数

候補者1名につき選挙管理委員会に届け出た2種類以内で

町長選挙 5,000枚以内、町議会議員選挙 1,600枚以内

イ 規格

ビラの大きさは、縦29.7cm×横21cm（A4判）を超えないもの。

選挙管理委員会が発行する証紙を貼らなければなりません。

証紙の交付を受けるには、別に交付する「選挙運動用ビラ証紙交付票」を選挙管理委員会に提示しなければならない。何回にも分けて証紙の交付を受ける場合にも、その都度、「選挙運動用ビラ証紙交付票」を提示すること。（法 142⑦）

ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。（法 142⑨）

ウ 記載内容等

紙質、記載内容、色彩については制限はありませんが、虚偽事項、利益誘導事項の記載については罰則が設けられていますので注意してください。

また、その表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。（法 142⑨）

エ 頒布方法

① 選挙運動用ビラは、次の方法によらなければ頒布できません。

(ア) 新聞折込みによる方法（法 142 の6）

(イ) 当該ビラに係る候補者の選挙事務所内における頒布による方法

(ウ) 当該ビラに係る候補者の個人演説会の場所における頒布による方法

(エ) 当該ビラに係る候補者の街頭演説の場所における頒布による方法

以上の方法以外（例えば、郵送したり、戸別に訪問して配るとか、個々の郵便受けに投入するポスティング、道路とか電車の中でたまたま出会った知人等に投票の依頼をするいわゆる個々面接の際に配るとか、街頭演説で通行人に配ったりするような方法）は許されません。また、「散布」することはできません。

② 新聞折込みによる方法（法 142 の 6）

何でも新聞に折込みさえすればよいというものではなく、通常の一般紙における新聞折込みの方法のように、定着した販売網を通じて、配布される新聞に折込む頒布方法であるとされています。すなわち、当該新聞の販売網を利用することにより特定の購買者の手元に届くことを前提として、その媒体である新聞へ折込んで頒布することをいうものとされています。従って次のように、不特定の者を対象とする頒布方法は、ここにいう「新聞折込みの方法」とはいえないとされています。

(ア) 不特定な者に無差別に配布される新聞への折込み

(イ) 路上や駅での立ち売りや販路拡張のために各戸に配布したり、売り歩く新聞への折込み

(ウ) 臨時の号外への折込み 等

なお、ここでいう「新聞」とは、いわゆる一般紙のみならず、機関紙、業界紙等を含むものとされています。

③ 選挙事務所内における頒布による方法

当該ビラに係る候補者の選挙事務所内に選挙運動用ビラを置き、その選挙事務所を訪れた者に自由に持ち帰らせることができます。

なお、「選挙事務所内における」というのは「選挙事務所における」というのとは異なり、選挙事務所の内部をいうものですから、選挙事務所から外部に対して頒布することはできません。

④ 個人演説会の会場内における頒布による方法

当該ビラに係る候補者の個人演説会の会場内の聴衆に対して頒布することができます。

⑤ 街頭演説の場所における頒布による方法

当該ビラに係る候補者の街頭演説の場所において頒布することができます。

「街頭演説の場所」とは、一般には街頭又はこれに類似する場所（広場、公園、空き地等で施設の構内ではない場所）であって、街頭演説の聴衆がいる一定の範囲内の場所をいうものであり、この範囲内にある者に対して選挙運動用ビラを頒布することができます。

この場合、この範囲内にある者であれば、聴衆はもちろん、通行人や単に立ち止まっている者に対しても頒布することができます。

しかし、家屋内で演説を聴いている者に対して頒布することは許されません。

なお、街頭演説については時間的、場所的規制（街頭演説）があるので、選挙運動用ビラを頒布する場合にも、これらの時間的、場所的規制に従わなければなりません。

(2) 選挙運動用通常葉書的使用方法

選挙運動用通常葉書は、日本郵便株式会社製葉書、私製葉書のいずれを使用しても差し支えありません。

ア 日本郵便株式会社製葉書の場合

選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を大垣郵便局に提示して交付を受けてください。無料で交付を受けられます。交付は、4月18日(火)から受けられますが、遅くとも4月22日(土)には選挙人に葉書が配達されなければなりませんので余裕を見て交付を受けてください。

イ 私製葉書の場合

選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」に私製葉書を添付して大垣郵便局で選挙郵便物の表示を受けて下さい。この場合も無料です。表示を受ける期間は、上記官製葉書の交付が受けられる期間と同じです。

なお、私製葉書については、次の点にご注意ください。

規格 縦 14cm～15.4cm×横 9cm～10.7cm

重量 2g～6g

地色 白色又は日本郵便株式会社製葉書程度の淡色のもの

ウ 枚数の制限

町長選挙 1候補者につき 2,500枚

町議会議員選挙 1候補者につき 800枚

(3) 選挙運動用通常葉書の差し出し方法

選挙運動用通常葉書は、選挙運動の期間中(投票日の前日まで)に配達されるように、100枚ごとに選挙運動用通常葉書差出票(立候補の際に選挙長から交付される。)1枚を添えて大垣郵便局の窓口差し出さなければなりません。(公職選挙郵便規則8)

ポストに投函したり、運動員などにより直接選挙人に頒布することはできませんし、投票当日に到着するように差し出すこともできませんから注意してください。

(4) 書き損じ等

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損じたものについては、その枚数に限り手持の通常葉書を使用できますが、この場合でも先に交付を受け又は表示を受けた郵便局で選挙用である旨の表示を受けることが必要です。書き損じ等の葉書は上記の表示を受けると同時に提出して選挙運動期間中、郵便局において保管されることになっています。(公職選挙郵便規則6)

なお、宛名等を誤って返戻された場合は、訂正して再差し出すことはできます(枚数には再計上する)が、代替に表示を受けることはできません。

(5) 選挙運動用通常葉書の記載内容

選挙運動用通常葉書の記載内容については、特に制限はありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合(名誉毀損罪「刑法230」、買収及び利害誘導罪「法221、法222」、選挙自由妨害罪「法225」、選挙犯罪のせん動罪「法234」、虚偽事項の公表罪「法235」)は、それぞれの法律の犯罪対象になります。

同一世帯内の数人の有権者に対して、連名で出すこともできますが、「例えば「〇〇会社御中」というように多数の選挙人に回覧等の特別の方法をとらないと周知できないような出し方は、回覧の禁止にふれることとなります。」また、選挙運動用通常葉書の制限内において使用するものに限り、自筆であると否とを問わず第三者に依頼して推薦状の形式で出しても差し支えありません。2人以上の候補者が連名で使用するときは、各候補者についてそれぞれ1枚として計算されます。

(6) 注意事項

選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又はプラカード、看板の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなされ、禁止されています。(法142⑫)

ただし、選挙運動用自動車(船舶)に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類をその自動車(船舶)に取り付けたままで走行することは許されています。

また、候補者が使用するたすき、腕章、腕章の類を着用したままで回覧することは差し支えありません。(法142⑫)

7 文書図画の掲示

選挙運動のために掲示することができる文書図画は、次に掲げるもののほかは使用できません。(法143①)

選挙運動のため、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は禁止されています。(法143②)

(1) 選挙事務所表示用ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 数量等

ポスター、立札及び看板の類(縦350cm×横100cm以内)は通じて3個以内、ちょうちんの類

(高さ 85cm×直径 45cm 以内)は**1個**です。

イ 内容

選挙事務所を表示する内容を記載することになっています。付随的に政見等の記載も差し支えないことになっていますが、政見等を主とするもの、あるいは単に政見等だけを記載したものは掲示できません。

ウ 掲示場所

選挙事務所の所在場所で使用する以外は掲示できません。従って、事務所以外の建物等に事務所への案内標や横断幕等を掲示することはできません。

選挙事務所を廃止したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければなりません。(法 143 の 2)

(2) 選挙運動用自動車、船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 数量等

ちょうちんの類は**1個**(高さ 85cm×直径 45cm 以内)に限られますが、ポスター、立札、看板の類(縦 273cm×横 73cm 以内)は、数の制限がありません。

イ 内容

制限はありません。

ウ 提示場所

選挙管理委員会から交付を受けた選挙運動用自動車(船舶)用表示板を前面の見やすい箇所につけた自動車(船舶)に限ります。

エ その他

これらのポスター、看板等を選挙運動用の表示をつけた選挙運動用自動車(船舶)に取り付けたまま回覧させることは差し支えありません。(法 142⑫)

しかし、その自動車(船舶)を選挙運動に使用しなくなったときは、直ちに撤去しなければなりません。(法 143 の 2)

(3) 個人演説会場の会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア 会場内

(ア) 数量

ポスター、立札及び看板の類の数は、制限がありません。

ちょうちんの類(高さ 85cm×直径 45cm 以内)は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場内に掲示した場合は、会場外に掲示できません。(法 143①、⑧～⑩)

(イ) 内容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所は必ず記載しなければなりません。(令 110)

(ウ) その他

個人演説会が終了したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければなりません。(法 143 の 2)

イ 会場外

(ア) 数量等

ポスター、立札及び看板の類(縦 273cm×横 73cm 以内)は、会場ごとに2個以内。

ちょうちんの類(高さ 85cm×直径 45cm 以内)は、会場の内外を通じて1個に限られ、会場外に掲示した場合は、会場内に掲示できません。(法 143①、⑧～⑩)

(イ) 内容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所は必ず記載しなければなりません。（令 110）

（ウ） その他

個人演説会が終了したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければなりません。（法 143 の 2）

（4） 候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類には、数量等の制限はありませんが、通常の大さをこえるときは氣勢を張る行為（法 140）に該当するおそれがあります。また、表示の内容にも特別の制限はなく、候補者が着用したまま回覧することも差し支えありませんが、使用者は候補者に限られますので運動員等は使用できません。

（5） 選挙運動用ポスター

ア 規格

タブロイド型（長さ 42cm、幅 30cm）以内（法 144④）

イ 数量

ポスター掲示場ごとに 1 枚（法 143④）

ウ 内容

特に制限はありません。なお、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては、名称）及び住所を必ず記載しなければなりません。（法 144⑤）

エ 掲示場所

選挙管理委員会が設置するポスター掲示場で、立候補届出順位と同一の番号を表示してある区画内にポスター 1 枚を掲示することができます。区画を間違えて掲示したり、2 枚以上の選挙運動用ポスターを掲示した場合は撤去していただきます。

8 インターネット等による文書図画

（1） ウェブサイト等を利用する方法

何人も、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、SNS 等）を利用する方法により、選挙運動用文書図画を頒布することができます。（法 142 の 3 ①）

なお、頒布者は、当該文書図画に電子メールアドレスなどその者に連絡をする際に必要となる情報が正しく表示されるようにしなければなりません。（法 142 の 3 ③）

また、選挙運動は選挙期日の前日までに限られているので、選挙期日の当日は、ウェブサイト等を更新することができません（法 129）。しかし、選挙運動期間中に更新されたウェブサイト等については、選挙期日の当日においても削除せず、そのままにしておくことができます。（法 142 の 3 ②）

（2） 電子メールを利用する方法

ア 電子メールを利用することができる者

選挙運動用電子メールは、候補者に限り送信することができ（法 142 の 4 ①）、候補者以外の第三者が送信することは禁止されています。

イ 表示義務

選挙運動用電子メール送信者（以下「送信者」という。）は、送信に当たり、次の事項を正しく表示しなければなりません。（法 142 の 4 ⑦）

（ア） 選挙運動用電子メールである旨

（イ） 送信者の氏名又は名称

（ウ） 送信者に対し、送信拒否の通知を行うことができる旨

（エ） 送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

ウ 送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス宛に、送信することができます。（法 142 の 4 ②）

| 法 142 の 4 ② | 送信対象者 | 送信対象電子メールアドレス |
|-------------|---|--|
| 第 1 号 | あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を送信者に通知した者（その電子メールアドレスを送信者に自ら通知した者に限る。） | 送信者に自ら通知した電子メールアドレス |
| 第 2 号 | 政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その電子メールアドレスを送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの | 政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの |

エ 記録の保存義務

(ア) 送信者は、ウの表第 1 号の者に対し送信する場合には、次の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。（法 142 の 4 ⑤(1)）

- a 受信者が電子メールアドレスを送信者に対し自ら通知したこと
- b 選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと

(イ) 送信者は、ウの表第 2 号の者に対し送信する場合には、次の事実を証する記録を保存しておかなければなりません。（法 142 の 4 ⑤(2)）

- a 受信者が電子メールアドレスを送信者に対し自ら通知したこと
- b 継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること
- c 選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと

(3) インターネット有料広告の禁止

候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告を掲載させることはできません。（法 142 の 6 ①）

また、選挙運動期間中、上記の禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告を掲載させることもできません。（法 142 の 6 ②）さらに、候補者の氏名若しくは政党等の名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であっても、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした選挙運動用有料インターネット広告を掲載することもできません。（法 142 の 6 ③）

(4) その他

文書図面に記載・表示されているバーコードその他これに類する符号（QRコード等）に記録されている事項で、読取装置により、映像面に表示されるものは、その読取後の表示事項が当該文書に記載・表示されているものとされます。（法 271 の 6 ①）

したがって、バーコード、QRコード等の読取後の表示事項に選挙運動性があれば、その文書図画自体が選挙運動用文書図画になります。

他方で、法定記載事項をバーコードその他これに類する符号により表示することはできません。（法 271 の 6 ②）

したがって、法定記載事項をバーコード、QRコード等により文書図画に記載・表示することはできません。

また、選挙運動用文書図画を記録した電磁的記録媒体（DVD、USBメモリ等）の頒布は、法定外の選挙運動用文書図画の頒布とみなされ（法 271 の 6 ③）、認められません。

9 新聞広告

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中その選択する新聞紙に2回を限り有料で一定の規格内（横 9.6cm、縦 2 段組以内で、記事下に限られ、色刷りは認められません。）の広告を掲載することができます。（法 149、規則 19）
- (2) 申込方法は、立候補届出の際に交付された「新聞広告掲載証明書」に、掲載原稿を添えて掲載しようとする新聞社に提出して行ってください。ただし、投票当日に発行される新聞に広告をすることはできませんので注意してください。
広告の内容及び新聞社の選択は自由ですが、1 の広告に 2 人以上の候補者が共同使用（この場合でも前述の一定規格内に限ります。）することは、各候補者ごとにそれぞれ 1 回として計算されます。
- (3) 新聞販売を業とする者が、広告の掲載された新聞を通常の方法、かつ、有償で頒布し、又はその新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所及びその他の事務所）及び販売店の店頭等で掲示することが常例となっている場所に限り掲示することができますが、候補者、運動員等が大量に買い入れて頒布したり、掲示することは許されません。

10 その他選挙運動に関する事項

(1) 選挙運動の意義

選挙運動の意義については、法律上明確な規定はありませんが、従来の判例、学説等から「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」といわれています。

これを具体的にいいますと、

ア 選挙が特定していること

選挙期日が告示された場合においては勿論、選挙期日が確定していなくても社会通念上それがどの選挙を目的としているかを認められれば、選挙が特定しているということができます。

イ 特定の人々の当選を目的としていること

特定の人々はその選挙に当選し、当選させ、又は特定の人々の当選を得るために他の人々の当選を得させまいとする目的があることです。

ウ 選挙人に対して働きかける行為のあること

選挙人に対して直接であると間接であると問わず働きかける行為のあることです。

(2) 選挙運動に関する各種制限

ア 選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙期日の告示があり、立候補の届出をしたときから、選挙期日の前日までの間でなければすることはできません。（法 129）

立候補の届出前に選挙運動をすることは事前運動として禁止されております。

なお、投票日当日の選挙運動については禁止されていますが、次の例外があります。

【例 外】

- (ア) 投票所を設けた場所の入口から 300m 以外の区域に限り、選挙の当日においても選挙事務所を設置することができます。（法 132）
- (イ) (ア)により設置を認められる選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することもできます。（法 143⑤）

(ウ) 選挙運動用のポスターは、選挙当日においても掲示しておくことができます。(法 143⑥)

イ 選挙運動の時間による制限

(ア) 午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は、街頭演説を行うことができません。

(法 164 の 6①)

(イ) 街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。(法 164 の 6 ③)

(ウ) 午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は、選挙運動用自動車又は船舶上の連呼行為ができません。(法 140 の 2 ①)

(エ) 公営施設使用の個人演説会の 1 回について使用できる時間は、5 時間を超えることはできません。(令 112③)

ウ 選挙運動のできる者の制限

選挙の公正を確保し、又は選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにすることなどのために、次の人たちの選挙運動は禁止されています。

(ア) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で選挙運動をすることができません。また不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。(法 135)

(イ) 特定公務員

次の公務員は、在職中、選挙運動をすることができません。(法 136)

a 中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに地方公共団体の選挙管理委員会の委員及び職員

b 裁判官

c 検察官

d 会計検査官

e 公安委員会の委員

f 警察官

g 収税官吏及び徴税の吏員

このほかの公務員についても、それぞれ関係の法律によって選挙運動が制限されています。

a 国家公務員…… 一般職に属する国家公務員(教育公務員を含む。)は、国家公務員法の適用によって選挙運動が制限されています。(国家公務員法 102)

b 地方公務員…… 一般職に属する地方公務員(地方公営企業に従事する職員のうち管理、監督の地位にある者等以外を除く。)は、地方公務員法の適用によってその職員の属する地方公共団体の区域内では、選挙運動が制限されています。(地方公務員法 36)

c 地方教育公務員… 教育公務員特例法の適用によって選挙運動が制限されています。(教育公務員特例法 18)

(ウ) 公務員等の地位利用

a 次に掲げる公務員や、公団等の役職員の地位にある者が、その地位に伴う影響力を利用(例えば、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可の職務権限を利用する等)して選挙運動を行うことは禁止されています。(法 136 の 2)

(a) 国家公務員 }
地方公務員 } 一般職、特別職、常勤、非常勤を問わない。

(b) 行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

(c) 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

b 前記の公務員等である者が、候補者、候補者になろうとする者(公職にある者も含む。)(以下ここでは「候補者等」という。)を推薦したり、支持したり、若しくは反対する目

的である次のような行為又は候補者等である前記公務員等が候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもってする次のような行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止されています。

- (a) その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (b) その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (c) その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (d) その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- (e) 候補者等を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、その申しいで、又は約束した者にかかる利益を供与し、又は供与することを約束すること。

(エ) 教育者の地位利用

教育者のうち、国立、公立学校勤務の公務員は、前述のとおり選挙運動が禁止されていますが、私立学校の教員については選挙運動を行うことは自由です。しかし、教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員）の選挙運動はその影響するところが大きく不当な影響を及ぼすことがありますので、教育者は、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。「教育上の地位利用」とは、教育者が学校で占める地位を利用して直接保護者等に働きかける場合は勿論、生徒等を介して働きかける場合も含まれます。（法 137）

(オ) 不在者投票管理者の地位利用

令第 55 条に規定する病院長等の不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。（法 135②）

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味です。

(カ) 年齢満 18 未満の者の選挙運動の禁止

年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることはできません。また、年齢満 18 歳未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。ただし、未成年者を選挙運動のための単純労務に使用することは差し支えありません。（法 137 の 2）

(キ) 選挙権、被選挙権を有しない者

選挙犯罪等により刑を処せられ、選挙権及び被選挙権を有しなくなった者は、その有しない期間、選挙運動をすることができません。（法 137 の 3）

エ 選挙運動員の数の制限

(ア) 街頭演説の場合の制限

街頭演説の場所において選挙運動に従事することができる者の数は、候補者 1 人について 15 人 を超えることはできません。

上記の 15 人 の範囲には、選挙運動用自動車の運転手の助手及び労務者も含まれますが、候補者及び自動車の運転手 1 人（船舶にあっては運航に必要な船員）は含まれません。

街頭演説の場所において選挙運動に従事する者は、街頭演説用腕章又は乗車（船）用腕章を着用しなければいけません。（法 164 の 7）

(イ) 自動車等の乗車制限

選挙運動用自動車(船舶)に乗車(乗船)できる者は、候補者と運転手1人(船舶は運航に必要な船員)を除き、自動車1台又は船舶1隻につき4人を超えることができません。

また、選挙運動用自動車(船舶)に乗車(乗船)する者は乗車(船)用腕章を着用しなければなりません。(法141の2)

オ 選挙運動の場所の制限

(ア) 選挙運動用ポスターの掲示場所

選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外には一切掲示できません。(法143④)

(イ) 演説(街頭演説も含む。)、連呼行為は禁止される場所

- a 公営施設を使用して行う個人演説会を除き、国及び地方公共団体が所有し、又は管理する建物(公営住宅を除く。)(法166)
- b 自動車、電車、乗合自動車、船舶(法141の規定により表示を掲げて選挙運動に使用するものを除く。)及び停車場その他鉄道地内(法166)
- c 病院、診療所その他の療養施設(法166)

カ その他の選挙運動の制限

(ア) 戸別訪問の禁止

何人も選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって連続して2以上の選挙人の居宅又はこれに準ずる場所を訪問する行為は禁止されています。単に1戸を訪問した場合であっても連続して戸別に訪問する意思でなしたものであれば戸別訪問になります。訪問先は住所、居所に限らず事務所、勤務先をも含み、相手方が在宅又は応接したか否かは問いません。いずれの場合も戸別訪問となります。

その他、戸別に演説会の開催の告知、候補者の氏名又は所属党派名を言い歩くことなどの行為も戸別訪問とみなし禁止行為とされています。(法138)

(イ) 署名運動の禁止

何人も選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません。候補者、運動員、第三者いずれの場合でも違反となります。(法138の2)

(ウ) 飲食物の提供の禁止

何人も、いかなる名目であるかを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、選挙運動に関して飲食物の提供することは禁止されています。ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙運動の期間中に225食(1日15人分(45食))に選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数の範囲内で、かつ、1食につき1,000円の範囲内で選挙事務所において食事するために提供する弁当(これらの労務者、運動員が携行するために提供された弁当を含む。)は差し支えありません。(法139、令129)

(エ) 選挙運動放送の制限

何人も公職選挙法に規定する場合を除いて、街頭放送などの広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他有線電気通信設備等放送することを目的として作られた一切の設備を利用して、選挙運動のために放送を行うことも、行わせることもできません。(法151の5)

(オ) 氣勢を張る行為の禁止

何人も選挙運動のために自動車を連ね又は隊伍^{たいご}を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすることはできません。(法140)

(カ) 他の演説会の禁止

選挙運動のためにする演説会は、公職選挙法の規定により行う個人演説会のほかは、名義のいかんを問わず開催することができません。(法164の3①)

(キ) 人気投票の公表の禁止

選挙に関して、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。(法 138 の 3)

(ク) 文書図画の頒布又は掲示について禁止を免れる行為の制限

- a 選挙運動として認められる文書図画の頒布又は掲示は、選挙運動用通常葉書の頒布及び選挙運動用ポスター掲示、選挙事務所、個人演説会場、選挙運動用自動車又は船舶にそれぞれ掲示を許された範囲のポスター、立札、看板及びちょうちんの類並びに候補者の使用するたすき、胸章、腕章の類以外のものは禁止されています。また選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、これらの禁止を免れる行為として候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することはできません。(法 146①)
- b 選挙運動の期間中に候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称や候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、書中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該候補者の選挙区内に頒布したり、掲示する行為も禁止を免れる行為とみなして禁止されています。(法 146②)

(ケ) 選挙犯罪に該当する行為

公職選挙法第 16 章(罰則)に規定されている選挙刑事犯罪、すなわち「買収」・「おとり罪」・「自由妨害」・「虚偽事項公表」・「氏名等虚偽表示」・「詐欺投票」等選挙の自由公正を害する行為は当然禁止されています。

第5 各種証明書等の返還

候補者を辞したとき、選挙が終了したときなど必要がなくなったときは、選挙運動用各種証明書類等を選挙管理委員会に返さなければなりません。

証明書等を返還する場合は、立候補に際して交付を受けた表示等返還目録に添えて行ってください。

表示等返還目録

令和5年 月 日

垂井町選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○ 様

候補者氏名

令和 年 月 日執行の 選挙の表示等を次のとおりお返しします。

| 表示等の名称 | 交付を受けた数 | 返還数 | 備考 |
|-----------------|---------------------|-----|----|
| 選挙運動用自動車(船舶)表示板 | 1 | | |
| 選挙運動用拡声機表示板 | 1 | | |
| 候補者用通常葉書使用証明書 | 1 | | |
| 選挙運動用通常葉書差出票 | 長 25、議員 8 | | |
| 新聞広告掲載証明書 | 2 | | |
| 街頭演説用標旗 | 1 | | |
| 選挙運動員用腕章 | 11 | | |
| 乗車乗船用腕章 | 4 | | |
| 選挙運動用ビラ証紙 | 長 5,000 議員 1,600 | | |

- 備考
- 1 選挙が終了したとき又は立候補を辞退(死亡)したときは、直ちにこの目録により表示等を返還してください。
 - 2 候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票及び新聞広告掲載証明書、選挙運動用ビラ証紙については、使用済みの場合は、返還数の欄に使用済みと記載してください。
 - 3 表示等を紛失等したため返還できない場合は、備考欄に理由を記載してください。
 - 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。

ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

※選挙運動用通常葉書差出票 (町長 25枚、町議会議員 8枚)

※選挙運動用ビラ証紙 (町長 5,000枚、町議会議員 1,600枚)

第6 選挙期日後の行為

1 請負等をやめない場合の当選人の失格

せっかく当選したのに、わずかの不注意から、当選しても失格する場合がありますから注意してください。すなわち、選挙における当選人で、町に対し請負関係にある者は、速やかにその請負をやめ、かつ、当選の告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会に、その請負関係を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失うこととなります。(法 104)

2 選挙期日後のあいさつ行為の制限

何人も選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることはできません。(法 178)

- (1) 選挙人に対して戸別訪問すること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選についての祝辞、見舞などの答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のため当選人の氏名又は政党その他政治団体の名称を言い歩くこと。

3 供託物の返還

当選した場合はもちろん、落選した場合にも、一定数の得票(供託物の没収点)を得た場合には、供託物は返還されますが、得票数がこの没収点に達しないと、供託物は没収されます。

なお、立候補を辞退した場合は、供託物は返還されません。(法 93)

(町長選挙)

$$\text{供託金の没収点} = \text{有効投票総数} \times \frac{1}{10}$$

(町議会議員選挙)

$$\text{供託金の没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数 (13人)} \times \frac{1}{10}$$

第7 選挙運動費用

1 選挙運動費用の制限と範囲

(1) 選挙運動に関する収入、寄附及び支出の範囲(法 179、法 197)

選挙運動に関する収入、寄附、支出の意義は、社会一般に使用される場合より広いものであることに注意してください。

収 入……金銭、物品その他の財産上の利益(経済価値のあるもの。)の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

寄 附……金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

支 出……金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。(選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成において公費負担となったものを含む。)ただし、次の支出は選挙運動に関する支出でないものとみなされています。(法 197)

- ・ 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意志を通じてした支出以外のもの
- ・ 立候補の届出があった後の支出で、候補者又は出納責任者と意志を通じてした支出以外のもの
- ・ 候補者が乗車する船車馬等のために要した支出
- ・ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ・ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ・ 選挙運動に使用する自動車及び船舶を使用するために要した支出
- ・ 供託金

花輪、供花、香典、祝儀等……収入、寄附及び支出の「金銭、物品、その他の財産上の利益」には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものも含まれるとされている。(法 179④)

(2) 選挙運動費用の制限

選挙運動費用として支出することのできる額は、選挙管理委員会が告示した額の範囲内です。(法 194、令 127)

もし、出納責任者がその額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により候補者の当選も無効となります。また、当該候補者は5年間、当該選挙区から当該選挙に立候補することができなくなります。(法 247、法 251 の 2③)

(3) 寄附に関する禁止事項

次に掲げる寄附は、原則として罰則をもって禁止されています。

ア 候補者等がする寄附(法 199 の 2)

選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わずに選挙区内にある者に対してする寄附

イ 候補者等の関係する会社等の寄附(法 199 の 3)

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、選挙区内の者に対して候補者等の氏名を表示し又は氏名が類推されるような方法(選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするかを問わず、また時期のいかんを問わない。)でする寄附は禁止されています。

ウ 候補者等の氏名を冠した団体の寄附(法 199 の 4)

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社そ

の他の法人又は団体が、当該選挙に関し、当該選挙区内の者に対してする寄附(いかなる名義であるかを問わない。)は禁止されています。

エ 後援団体のする寄附(法 199 の 5)

次に掲げる事項はいずれも任期満了前 90 日に当たる日からその選挙期日までの間、禁止されます。

(ア) 候補者等の後援団体が選挙区内の者に対してする寄附(いかなる名義であるかを問わない。)

(イ) 後援団体の総会その他の集会、見学、旅行等において当該選挙区内の者に対してする供応接待又は金銭、記念品等を供与すること。(何人がするかを問わない。)

(ウ) 候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附(その候補者等の資金管理団体に対する寄附を除く。)

なお、上記の期間以外であっても、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附する場合でも、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附は禁止されています。

オ 特定の利害関係を有するものの寄附

(ア) 当町と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者がその選挙に関してする寄附は禁止されています。(法 199①)

(イ) 会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。)を受けている場合において、当該融資を行っている金融機関が、当該融資につき町から利子補給金の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けたときは、当該金融機関が交付の決定の通知を受けた日から、交付日から起算して1年を経過した日までの間に、当該融資を受けた法人等がその選挙に関してする寄附は禁止されています。(法 199②)

(ウ) 当町から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法による政党交付金を除く。)の交付決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けた会社、その他の法人が、当該交付の決定の通知を受けた日から、同日後1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附は禁止されています。(規正法 22 の 3④)

(エ) 当町から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社、その他の法人がする政治活動に関する寄附は禁止されます。(規正法 22 の 3④)

(オ) 何人も前記の者に対して寄附することを勧誘し、又は要求することは禁止されています。(法 200、規正法 22 の 3⑤)

カ 会社等の寄附(規正法 21)

会社、労働組合等の団体(政治団体を除く。)が政党及び政治資金団体以外の者に対して政治活動(選挙運動を含む。)に関して寄附をすることは禁止されています。

したがって、団体がいわゆる陣中見舞いとして、候補者に寄附をすることはできません。

キ 候補者等の政治活動に関する寄附(規正法 21 の 2)

政党以外の者が、候補者等の政治活動に関して、政治団体以外の者に対して、金銭等によりする寄附(選挙運動に関してする寄附を除く。)は禁止されています。

したがって、いわゆる陣中見舞いとして候補者に金銭等により寄附することはできません。

ク 特定の者が行う寄附

(ア) 3事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社が、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動(選挙運動を含む。)に関してする寄附は、禁止されています。(規正法 22 の 4)

(イ) 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動(選挙運動を含む。)に関する寄附を受けることは禁止されています。(規正法 22 の 5)

ケ 匿名の寄附(規正法 22 の 6)

何人も政治活動(選挙運動を含む。)に関し、他人の名義又は匿名で寄附(街頭や一般に公開される演説会等の会場で、政党及び政治資金団体に対してする千円以下の寄附は除く。)することは禁止されています。また、これを受けることはできません。違反した場合は、寄附された金品の所有権は国庫に帰属します。

コ 一定額を超える寄附

政治活動(選挙運動を含む。以下に同じ。)に関する寄附の量的制限は、個人(公職の候補者等を含む。以下同じ)又は会社その他の団体が1年間に寄附することができる総枠にかかるものと、特定の個人又は政党その他の政治団体等に対して1年間に寄附することができる個別の枠にかかるものとの2つに分かれています。(規正法 21 の 3、規正法 22)

政治活動に関する寄附の限度額一覧

| 寄付者 受領者 | 個人 (公職の候補者等を含む。) | | 会社・労働組合 その他の団体等 | | 政治団体 | | |
|----------------------------|--|--|---|--------------|---|----------------------|------|
| | 総枠制限 | 個別制限 | 総枠制限 | 個別制限 | 政党・政治 資金団体 | 政党・政治資金団体 以外の政治団体 | |
| | 総金額の 限度額 | 同一者へ の限度額 | 総金額の 限度額 | 同一者へ の限度額 | 総枠・ 個別制限 | 総枠制限 | 個別制限 |
| 政党 政治資金団体 (政党が指定) | 年間 2,000 万円 | 制限なし | 資本金・組合 員数等に応じて 年間 750 万円 ～1 億円 | 制限なし | 制限なし | 制限なし | |
| 資金管理団体 (公職の候補 者等が指定) | 年間 1,000 万円 (※1) | 年間 150 万円 (※3) | 禁 止 | 制限なし | | 制限なし | 制限なし |
| 政治団体 以外の政治 団体 | 公職の候補 者等に対する ものは金 銭等に限り 禁止 (※2) | 年間 150 万円 | | | | | |
| 公職の候補者等 | | 金銭等に限 り禁止 (※2) その他は 年間 150 万円 | | | 政治資金団 体に限り禁 止(※2) その他は 制限なし | 金銭等に限り禁止 (※2) | |

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。

※2 選挙運動に関するものについては、金銭等による寄附ができる。

※3 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附及び寄贈によってする寄附については、量的制限はない。

(注) 1 会社・労働組合等には、「職員団体」、「その他の団体」が含まれる。

2 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。

3 政治団体のする寄附については、量的制限の適用はない。

(4) 実費弁償及び報酬の額

選挙運動に従事する者(以下「選挙運動員」)に対する交通費、宿泊料、弁当料等の実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者(以下「労務者」という。)に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は次のとおりです。

実費弁償については、選挙運動員に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。

また、選挙運動員に対しては食事を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事を除いた宿泊料しか支給することができませんので、この点について特に注意してください。(法 197 の 2 ①)

ただし、使用できる期間を通じて、最大限、各選挙の延員数の範囲内の人員まで、異なる者を届け出て、報酬を支給することができます。

(ウ) 使用できる期間

立候補の届出後、報酬の支給を受けることができる者を、文書で選挙管理委員会に届け出たときから4月22日(土)まで

(エ) 支払うことができる報酬の額

選挙事務のために使用する事務員1人について1日10,000円以内、車上等運動員、手話通訳のために使用する者及び要約筆記のために使用する者1人について1日15,000円以内。

ただし、使用する以前に届出をした者でなければ支払うことはできません。

また、超過勤務手当を支給することはできません。

(オ) 届出の方法

使用前に文書で選挙管理委員会に届け出ます。また、引受時刻証明付の郵便で差し出すときは郵便局に託した時、その他の方法によるときはすべて届出が到達した時に効果が生じます。

2 出納責任者の職務

(1) 出納責任者の選任・解任・辞任及びその届出

出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、その権限と責任において選挙運動費用の収支がなされるので、出納責任者の選任をしなければ選挙運動費用の収支はできません。候補者は、出納責任者1人を選任し、文書で出納責任者が支出しうる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。(法180)

出納責任者を選任し、又は異動したときは、直ちに選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。(法180③、法182①)

出納責任者の辞任又は解任による異動の届出書には辞任通知書又は解任通知書の写し等を添える必要があります。(法182②)

郵送による届出の効力は、郵便局において引受時刻証明の取扱で託したときから生ずることになっています。(法183の2)

なお、出納責任者に事故あるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者(候補者又は推薦届出者)が代わって職務を行い、その推薦届出者たる選任者に事故あるとき又は欠けたときは、候補者が代って職務を行うこととなります。ただし、その場合には、異動の理由及び年月日を記して前記と同じように文書で届け出なければなりません。(法183)

出納責任者が辞任し、又は解任された場合には、前任の出納責任者は、収支の計算をし、引継書を作成し、引継の旨及び年月日を記して後任者とともに署名押印し、現金、帳簿その他の書類を引き継がなければなりません。(法190)

(2) 出納責任者の職務権限

ア 会計帳簿の備付及び記載(法185)

出納責任者は所定の様式の会計帳簿を備え付け、次の事項を記載しなければなりません。(会計帳簿の様式は別掲参照)

(ア) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。)

(イ) 前記(ア)の寄附をした者の氏名、住所、職業並びに寄附の金額(金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額)及び年月日

(ウ) 選挙運動に関するすべての支出(候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた支出を含む。)

(エ) 前記(ウ)の支出を受けた者の氏名、住所、職業及び支出の目的並びに金額及び年月日

。なお、この帳簿等は、報告書提出の日から3年間保存しなければなりません。(法 191)

イ 会計帳簿の記載

選挙運動に関する費用は、次の 10 費目に分類し、月日順に明細を記載しなければなりません。

(ア) 人 件 費

人件費としては、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員及び手話通訳者に対する報酬が考えられます。

なお、運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、交通費、食糧費等として処理すべきものであります。

(イ) 家 屋 費

a 選挙事務費としては、事務所自体と机など備品の借上料が考えられます。事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれます。

b 集会会場費は、主として個人演説会場の借上料であります。このなかにも机などの備品の借上料が入ります。

(ウ) 通 信 費

通信費は、電報、電話、葉書、封書等に要する費用です。電話架設費は、選挙事務所費の中に入り、電話の借上料と通話料は通信費に入ります。

(エ) 交 通 費

交通費は、候補者、運動員、事務員、労務者について生じます。このうち、候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされませんが、運動員以下については実費弁償があります。候補者と運動員がタクシーを利用した場合は、一般には運動員は便乗と解され記載の必要はありません。運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は時価で見積り、寄附及び支出として費用の中に計上しなければなりません。

選挙運動用自動車を使用するために要した費用(借上料、ガソリン代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代、食事代等)は、選挙運動の費用とみなされないのので、ここに記載する必要はありません。ただし、自動車に取り付ける文書図画に要する経費は、「使用するために要した費用」とは認められないので、(カ) 広告費に計上しなければなりません。

(オ) 印 刷 費

印刷費については、選挙運動のために使用するポスター、ビラ、葉書等の印刷費が主として考えられます。

(カ) 広 告 費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用が主として考えられます。

(キ) 文 具 費

文具費については、紙、筆、墨、その他選挙運動において使用した消耗品等です。

(ク) 食 糧 費

食糧費には、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子に要した費用とか、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用があります。

(ケ) 休 泊 費

休憩及び宿泊に要した費用です。

(コ) 雑 費

冷暖房用灯油代、木炭代、ガス代、電気料、水道料はここに入ります。このほか雑費として記載すべきものは、候補者により、またいろいろ異なると思われます。

例えば、看板の作製の場合、看板屋に請負させたものであれば広告費に入り、材料を購入して労務者を雇い作製したものであれば労務費は人件費のなかに、木材、トタン等の材料代は雑費に、ペンキ代は文具費にそれぞれ分けられます。

ウ 選挙運動費用の支出権限(法 187)

立候補準備のために要する支出及び電話による選挙運動の支出を除き、選挙運動に関する一切の支出は、出納責任者でなければなりません。ただし、出納責任者から文書により承諾を得た者は、この限りではありません。

なお、立候補準備のために要した支出で候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又は他の者がその者と意思を通じての支出は、選挙運動の費用とされ制限額の適用を受けますから、出納責任者は就任後直ちに候補者又は支出者につきその精算を行い、会計帳簿に記載しなければなりません。

エ 明細書の提出及び領収書等の送付

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から7日以内に(出納責任者の請求のあるときは直ちに)寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。候補者が立候補前に受けた寄附については、立候補の届出後直ちに出納責任者に明細書を提出しなければなりません。(法 186)

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証すべき書面を徴しなければなりません。また、候補者又は出納責任者と意思を通じて支出した者は、直ちに出納責任者に送付しなければなりません。(法 188)

(3) 選挙運動に関する収入、支出の報告

ア 出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、次の期限及び区分により選挙管理委員会に提出しなければなりません。

(収支報告書の様式は別掲参照)

(ア) 選挙の期日の告示の前日までの分

(イ) 選挙の期日の告示の日から選挙の期日までの分

(ウ) 選挙の期日経過後の分

前記報告後の分……………収支のあった日から7日以内に提出

} 併せて精算し、選挙の期日から15日以内(5月8日(月))までに提出

イ この報告書には、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを貼付しなければなりません。

ただし、領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があるときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面(様式は別掲参照)で代えることができることになっています。(法 189)

1 収入簿

| 月 日 | 金額又は 見積額 | 種別 | 寄附をした者 | | | 金銭以外の寄 附及びその他 の収入の見積 の根拠 | 備 考 |
|-----|-------------|----|--------------------|---------|----|-----------------------------------|-----|
| | | | 住所又は主たる 事務所の所在地 | 氏名又は団体名 | 職業 | | |
| | 円 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

| 月 日 | 金額又は見積額 | | | 支出の目的 | 支出を受けた者 | | | 金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠 | 支出をした者の別 | 備考 |
|-----|------------|---------------------|-----|-------|-----------------------------------|------------------|-----|---------------------------------|----------|----|
| | 金 銭 支 出 | 金 銭 以 外 の 支 出 | 合 計 | | 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 | 氏 名 又 は 団 体 名 | 職 業 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、(1)立候補準備のために支出した費用 (2)選挙運動のために支出した費用の2科目を設けて(又は各々分冊して)記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、(1)人件費 (2)家屋費 ((イ)選挙事務所費(ロ)集会会場費等) (3)通信費 (4)交通費 (5)印刷費 (6)広告費 (7)文具費 (8)食糧費 (9)休泊費 (10)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、家屋贈与等)、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

選挙運動費用収支報告書

1 令和 年 月 日執行 選挙

2 公職の候補者 住所
氏名

3 何月何日から 何月何日まで (第 回分)

4 収入の部

| 月 日 | 金 銭 又 は 見 積 額 | 種 別 | 寄 附 を し た 者 | | | 金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠 | 備 考 |
|-------------|---------------------|-----|-------------------------------|------------------|-----|--|-----|
| | | | 住 所 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 氏 名 又 は 団 体 名 | 職 業 | | |
| | 円 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | 寄 附 | | | | | | |
| | その他の収入 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 前 回 計 | 寄 附 | | | | | | |
| | その他の収入 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 総 額 | 寄 附 | | | | | | |
| | その他の収入 | | | | | | |
| | 総 計 | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| 参 考 | |
|-----|--|

| 月 日 | 金銭又は見積額 | 区分 | 支出の目的 | 支出を受けた者 | | | 金銭以外の支出の見積の根拠 | 備考 |
|-------------|-------------|----|-------|----------------|---------|----|---------------|----|
| | | | | 住所又は主たる事務所の所在地 | 氏名又は団体名 | 職業 | | |
| 計 | 立候補準備のための支出 | 円 | | | | | | |
| | 選挙運動のための支出 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 前 回 計 | 立候補準備のための支出 | | | | | | | |
| | 選挙運動のための支出 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 総 額 | 立候補準備のための支出 | | | | | | | |
| | 選挙運動のための支出 | | | | | | | |
| | 総計 | | | | | | | |

| | 項目 | 単価 | 枚数 | 金額 |
|---------|----|----|----|----|
| 支出のうち | | | | |
| 公費負担相当額 | | | | |

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住所
氏名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用ビラ又はポスターの作成に係るものをいう。以下同じ。）を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第30号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書の様式)(規則第 31 号様式の 2)

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

| 支出の年月日 | 支出の金額 | 区 分 | 支出の目的 | 領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情 |
|--------|-------|-----|-------|---------------------------|
| | 円 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

1 令和 年 月 日執行 選挙

2 公職の候補者 住所
氏名

3 出納責任者 住所
氏名

備 考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、第 30 号様式支出簿の備考中 6 の例により記載するものとする。

(振込明細書に係る支出目的書の様式)(規則第31号様式の3)

振込明細書に係る支出目的書

| 支出の費目 | 支出の目的 |
|-------|-------|
| | |

- 1 令和 年 月 日執行 選挙
- 2 公職の候補者 氏名
- 3 出納責任者 氏名

備考

- 1 「支出の費目」の欄は、第30号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。

立候補届手続き等に関する注意事項

1 立候補の意義

現行の公職選挙法は、立候補制度をとっていますので、法律の定める手続きによって候補者としての届出又は推薦届出のあった者でないと、当選人となることができませんから、これらの手続きをすることが必要です。

2 候補者の資格要件

(1) 被選挙権があること

被選挙権のない者は、候補者となることができません。(法 86 の 8)

ア 町長選挙

被選挙権は、日本国民で、年齢満 25 年以上 (選挙の期日より算定する。) の者で、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています。(法 10)

イ 町議会議員選挙

被選挙権は、日本国民で、年齢満 25 才以上 (選挙の期日より算定する。) の者で、引き続き 3 か月以上当町に住所を有しており、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています。(法 10)

欠 格 事 項(法 11、法 11 条の 2、法 86 の 8、法 252、規正法 28)

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 3 公職にある間に犯した刑法第 197 条(収賄、受託収賄及び事前収賄罪)、第 197 条の 2(第三者供賄罪)、第 197 条の 3(加重収賄及び事後収賄罪)、第 197 条の 4(あっせん収賄罪)の罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条(公職者あっせん利得)の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者。
また、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者で当該 5 年を経過した日から更に 5 年を経過しない者
- 4 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 5 公職にある間に犯した上記 4 に規定する罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から 5 年を経過し、その後当該 5 年間を経過した日からさらに 5 年を経過しない者
- 6 公職選挙法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれ罪に応じて法第 252 条の規定により選挙権、被選挙権を停止されている期間中の者
- 7 政治資金規正法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて政治資金規正法第 28 条の規定により選挙権、被選挙権を停止されている期間中の者

(2) 連座に伴う立候補制限

法第 251 条の 2 及び第 251 条の 3 の規定により、選挙において候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、連座制が適用されない場合等を除き、5 年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することはできません。

(3) 公務員の立候補制限

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合には、その届出の日に当該公務員を辞職したものとみなされます。(法 89、法 90)

(4) 選挙事務関係者の立候補制限

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中、その関係区域内で候補者となることができません。(法 88)

(5) 重複立候補の禁止

一の選挙において候補者となった者は、同時に、他の選挙において候補者となることができません。(法 87①)

3 立候補の手続き

(1) 候補者の届出

届出に要する書類は、次のとおりですから、記載上の注意を参照して間違いなく完全な書類を作成してください。

ア 候補者届出書(本人届出又は推薦届出)(法 86 の 4①)

イ 候補者の推薦届出承諾書(推薦届出の場合のみ必要)(令 89②)

ウ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書(推薦届出の場合のみ必要)(令 89②)

エ 供託証明書 **町長選挙 金額 50 万円 町議会議員選挙 金額 15 万円**
(選挙の告示前でも岐阜地方法務局大垣支局で受け付けます。)
(用紙は法務局にあります。)(令 89②)

オ 候補者となることができない者でない旨の宣誓書(法 86 の 4④)

カ 所属党派証明書(所属党派があるとき)(法 86 の 4④)

キ 戸籍の謄本又は抄本(令 89②)

ク 住民票(提示のみ)

ケ 通称認定申請書(立候補届出等の告示、新聞広告、投票記載所の氏名等の掲示などの氏名等の掲示に氏名が記載され、又は使用される場合において、本名に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの(「通称」という。)が記載され、又は使用されることを求めようとする場合のみ必要)(令 89⑤)

(2) 届出の期間と届出先

届出は、選挙期日の告示があった日(4月18日(火))に、選挙長(垂井町役場内)に届け出る(郵送禁止)こととなっています。(法 86 の 4①②)

なお、届出の受理は、選挙の期日の告示があった日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までにおいて到着順に行いますが、午前 8 時 30 分までに到着した者が 2 人以上あるときはくじにより届出順位を定め、受理します。

また、受付場所は午前 8 時 30 分から正午までは垂井町役場 1 階垂井ホールで、正午から午後 5 時までには 2 階総務課です。

(3) 届出文書の書き方

ア 候補者の氏名

必ず戸籍に記載された氏名を正確に書いてください。

なお、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に記載された文字を使用して届け出することは差し支えありません。

本名に代えて通称を用いることができますが、このためには、選挙長の認定を得るために、候補者届書に「通称認定申請書」を添えるとともに、その呼称が「本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料」を提示しなければなりません。(令 89⑤で準用する令 88⑧)

イ 本籍、住所及び生年月日

被選挙権の有無の判定上必要ですから、正確に書いてください。

ウ 党派名

党派名は、候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載し、2以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を書いてください。

なお、この名称は、所属党派証明書と一致するものでなくてはなりません。(法 86 の 4 ③)

また、名称が 20 字を超える場合は、字数 20 字以内の略称を併せて書いてください。

(令 89④)

エ 職業

職業はなるべく詳細に書いてください。たとえば、単に「会社員」と書かないで「何々会社社員」というように書いてください。

また、兼職を禁止されている職にある者についてはその職名を、また町に対し請負人等の関係にある者についてはその旨を記載してください。(地方自治法 92、92 の 2、141、142)

(4) 届出文書の事前審査

立候補届出の際、届出文書に不備があると届出を受理することができず、計画された選挙運動等に支障を生ずることになりますので、あらかじめ届出文書の事前審査を行います。立候補届出日前に選挙管理委員会で事前審査を受けるようにしてください。

3月31日(金)～4月2日(日)

4月11日(火)

4月12日(水)

} ともに午前9時～午後5時

4 立候補の効果

選挙運動は、立候補の届出がすんだときからできます。(法 129)

届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられますからご注意ください。(法 239)

5 立候補の辞退

候補者を辞退しようとするときは、立候補の届出期間内に文書で選挙長に届け出なければなりません。(届出期間経過後は辞退できません。) **なお、この場合、供託物は町に帰属します。**(法 86 の 4、令 89、法 93)

立候補者が次の職についたときは、立候補の辞退とみなされます。この場合、候補者は直ちにこの旨を、選挙長に届け出る必要があります。(法 91、令 91)

ア 選挙事務関係者になったとき。

イ 立候補できない公務員になったとき。

6 立候補に伴うその他の届出

立候補に関する手続きは以上のとおりであります。そのほか立候補に伴ういろいろな手続きがあ

りますので、これもあらかじめ準備しておいてください。

ア 出納責任者を選任したときは、直ちに選挙管理委員会に届け出ることが必要です。(法 180)

イ 選挙事務所を設置したときは、直ちに選挙管理委員会に届け出ることが必要です。
(法 130、令 108)

ウ 選挙事務員等の届出は、その者を使用する前に選挙管理委員会に届け出ることが必要です。
(法 197 の 2、令 129)

エ 選挙立会人(選挙会に立ち会う者)の届出は、候補者が垂井町選挙人名簿に登録された者の中から選び、本人の承諾を得て(承諾書が必要) **4月20日(木)午後5時まで**に選挙長に届け出てください。(法 76)

届出のあった立会人が10人を超えるときは、くじで10人を定めます。なお、同一政党等に属する候補者から届け出た立会人は、くじで2人までに限定されます。(法 76、法 79、令 82)

7 選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関する諸届出の期日や時間は、法の定めるところにより厳守しなければなりません。その時間については、**土曜日、日曜日、祝日を問わず**、選挙管理委員会、投票管理者、選挙長に対する届出、請求、申出その他の行為は、**午前8時30分から午後5時まで**となっていますからご注意ください。(法 270、法 270 の 3)